

浜松医科大学大学院医学系研究科学位論文審査実施要項（抜粋）

第2 論文提出による学位論文審査の申請

1 申請者の資格

規程第5条第2項の規定に基づき学位論文審査の申請をすることができる者は、次の各号の一に該当し、かつ医学に関する研究歴を有し、申請時において、本学が行う論文博士外国語試験（以下「外国語試験」という。）に合格して5年以内であり、外国語に関する学力の確認（以下「外国語試験」という。）が得られ、本学の常勤の教員、医員又は研究生等として研究に従事しているものとする。

- (1) 大学の医学、歯学又は修業年限6年の獣医学、薬学を履修する課程を卒業した者で、5年以上の研究歴を有する者
- (2) 前号の課程以外の大学の課程を卒業した者で、7年以上の研究歴を有する者
- (3) その他浜松医科大学大学院医学系研究科医学専攻教授会（以下「大学院医学専攻教授会」という。）が前各号と同等以上と認めた者

2 前項各号の研究歴とは、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 大学又は医学に関連のある国公立の研究所、研究施設等の研究機関において常勤の教員又は研究員として研究に従事した期間
 - (2) 大学院を退学した者の場合は、大学院に在学した期間又は専攻科に在学した期間
 - (3) 大学又は医学に関連のある国公立の研究所、研究施設等の研究機関の研究生として研究に従事した期間
 - (4) 大学の医学部附属病院において、診療助教、医員又は非常勤医師として研究に従事した期間。ただし、非常勤医師については研究業績及び勤務時間等を踏まえ、研究に従事した期間に相当する期間
 - (5) 本学と民間等共同研究取扱規程等の制度に基づく共同研究において、研究に従事した期間
 - (6) その他大学院医学専攻教授会において、医学に関する研究に従事したと認定された期間
- 3 他の研究機関等における研究を論文として提出する場合は、これを紹介論文とし、その申請資格は、前2項を参考とし、大学院医学専攻教授会で審議する。
- 4 その他1項にかかわらず、規程第5条第2項の規定に基づき学位論文を提出することができる者については、別に定める。

附 則

この要項は、平成28年4月1日から施行し、平成28年4月1日以降に申請のあった審査から適用する。

附 則(平成28年7月13日要項第54号)

- 1 この要項は、平成28年7月13日から施行し、平成28年4月1日から適用する。
- 2 第2の1項に規定する外国語試験合格の有効期限及び第2の5項(15)に規定する書類については、平成29年春期外国語試験より適用する。
- 3 平成27年度以前に外国語試験に合格している者の研究歴の取扱いは、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この要項は、令和5年4月1日から施行する。

注) 第2の5項(15)に規定する書類＝外国語試験合格通知書の写し